

空き家撤去・改築で減税

国土交通省は、空き家を所有者が撤去したり自分の住居用や賃貸用に改築したりする場合、税負担を軽くする制度を2016年度の税制改正要望に盛り込む方針だ。費用の1割程度を所得税額から差し引く案が浮上している。放置された空き家は倒壊の恐れなどがあり安全な街づくりの障害とな

国交省、税制改正要望へ

る。親などから相続した家を長く空き家としないように自発的な対策を促す。相続した家の保全に手が回らず放置する人が多いため、空き家を撤去したり改築したりする場合の税負担を従来より軽くする。対象を1981年以前の旧耐震基準で建設された建物に絞るかどうかが減税額の上限

放置や倒壊防ぐ

などの詳細は国交省が今後検討する。

5月に空き家対策特別措置法が全面施行された。倒壊の恐れなどがある空き家について、市町村が一定の手続きをすれば土地への固定資産税の優遇措置が適用除外となり、強制撤去もできるようになった。今回の減税案は市町村が対応を迫られる前に、所有者が自発的に対策に取り組む環境をつくる意味合いがある。